

記入のしかた

(年末調整済みの給与所得のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)

1. 住所、氏名等を記入してください

平成21年分所得の申告から、この申告書を出さなくても控除が受けられるようになりました。

2. 住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月日を記載してください。

居住開始年月日(注1)	新築又は購入	平成	年	月	日
	増改築等	平成	年	月	日

(注) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該2以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

それぞれ転記のうえ、他の欄を計算してください。

支払を受ける住所	栗東市 123-45		氏名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与等	7,000,000	5,100,000	2,470,000	0
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	社会保険料等の金額	住宅借入金等特別控除の額
有無等	1	1	700,000	165,500
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額	270,000	国民年金保険料等の金額	配偶者の合計所得	個人年金保険料の金額

左側の空いている部分を、下書き用にお使いください。

市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算 (単位:円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額(平成19年以降の居住年に係る額を除く)	270,000
平成19年分所得税額(控除後の給与等の金額)	5,100,000
前年分の所得控除の額の合計額	2,470,000
前年分の所得税の課税総所得金額	(マイナスの場合0)
に對する所得税額相当額	263,000
前年分の所得税額(税額控除前)	165,500
控除額の計算	
と のいづれか少ない方の金額	263,000
市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除見込額	(マイナスの場合0)
市民税の住宅借入金等特別税額控除額 (× 3/5)	97,500
県民税の住宅借入金等特別税額控除額 (× 2/5)	58,500
計算結果	39,000

源泉徴収票から転記

源泉徴収票から転記

源泉徴収票から転記

- を計算(千円未満切捨て)

下表Aにより計算

下表Bにより計算 ()源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」と同額になります。違うときは、お認め先の給与担当者にお確かめください。

と のいづれか少ない方の金額を記入

- を計算(「0」及びマイナスの場合は、住民税からの控除はありません。)

×0.6を計算(1円未満の端数があるときは、切捨て)

×0.4を計算(1円未満の端数があるときは、切上げ)

A) 税源移譲前の所得税額の計算式 計算結果を欄へ

の金額	計算式
330万円未満	× 10%
330万円以上 900万円未満	× 20% - 330,000円
900万円以上 1800万円未満	× 30% - 1,230,000円
1800万円以上	× 37% - 2,490,000円

この例の場合、2,630,000 × 10% = 263,000

B) 税源移譲後の所得税額の計算式 計算結果を欄へ

の金額	計算式
195万円未満	× 5%
195万円以上 330万円未満	× 10% - 97,500円
330万円以上 695万円未満	× 20% - 427,500円
695万円以上 900万円未満	× 23% - 636,000円
900万円以上 1800万円未満	× 33% - 1,536,000円
1800万円以上	× 40% - 2,796,000円

この例の場合、2,630,000 × 10% - 97,500 = 263,000 - 97,500 = 165,500

記入が終われば、申告書を提出します。

申告書の1・2枚目の氏名欄に押し印し、必ず、源泉徴収票(原本)を2枚目の裏に貼り付けてください。

【注意】ダウンロードした様式など複写式でない申告書をご利用の場合、コピーするなどして3枚作成してください。

窓口の混雑が予想されますので、できるだけ郵送で提出してください。

(郵送提出) 提出先: 〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13-33 栗東市税務課市民税係(ローン控除) 宛

・ 申告書の、1・2枚目(市提出用、市提出 税務署確認用)を税務課へ郵送してください。

・ 3枚目(控用)はお手元に保管してください。

ただし、控用に受付印が必要な方は、80円切手を貼り、返送先を記入した返信用封筒を同封のうえ、

3枚とも一緒に送ってください。

(直接提出)

・ 申告書を税務課へ持参してください。

提出期限: 平成22年3月15日

期限内に申告がない場合は、新たな住宅ローン控除制度による税額控除が適用されます。(新制度による控除額と、申告を行った場合の控除額に差はありません。)